

アトラスネット会員規約

第1条 物件および規約

アトラスネット（以下「乙」という）は、インターネット接続申込者（以下「甲」という）に、本規約の各項を遵守したうえでアトラスネット入会申込書記載のユーザーIDにより、インターネット接続に関する権利を与えるものとする。尚、本規約は社会情勢等を考慮し、乙の判断により甲への予告、承諾なしに変更できるものとする。

第2条 入会期間

会員の入会期間は原則として最低36ヶ月間、レンタルスペースサービス・レンタルサーバーサービスは最低3年間とする。

第3条 入会金・会費

アトラス会員申込金は3,000円、ビジネス会員入会金は5,000円とし、申込時またはプロバイダ接続料の第1回支払い時と同時に乙に支払うものとする。各会費はサービス内容ごとに定めるものとする。

第4条 会費の支払方法

会費は次のいずれかの方法により支払うものとする。但し、乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (イ) 乙が指定する期間までに乙の指定する方法により乙の指定した口座に支払う。
- (ロ) 乙が別途指定する集金代行業者を通じ、乙の指定する期日に甲が指定する口座から自動振替を行う。

第5条 会費の振替

毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）を振替日とし、前月分の月会費を自動振替するものとする。

尚、初回の振替日は、サービス開始月翌月の27日とする。

第6条 会費の延滞

毎月の定められた振替日に会費の振替ができなかった場合は、翌月の振替費までに乙が指定する金融機関へ振り込むものとする。

第7条 会員資格の停止

甲が以下の各項のいずれかに該当した場合、乙は事前の通知無しにアトラスネットの会員資格の取り消しを行うことができるものとする。

- (イ) 会費の未納が2ヶ月以上にわたり、尚且つ支払う意思が確認できない場合、及び支払いを拒否した場合
- (ロ) 入会申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (ハ) 他のアトラスネット会員または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害、又は誹謗中傷した場合
- (ニ) アトラスネットの運営を妨げた場合

第8条 退会

甲がアトラスネットからの退会を希望する場合は、規定の書面にその旨を記入し、退会希望月一ヶ月前までに乙に提出しなければならない。尚、最低契約期間中の退会については、規定の期間に満たない分の会費を一括で乙に支払わなければならない。

第9条 禁止行為

甲は事前に乙の承諾なくしては、次の行為をしてはならない。

- (イ) 1IDで、複数マシンでの接続（ソフトウェア等の使用含む）
- (ロ) 第三者へのIDの供与
- (ハ) すべての掲載スペース上での公序良俗に反する内容の掲載
- (ニ) CGI等のプログラムの設置・運用
- (ホ) 貸与されるスペースの、ダウンロードサイトとしての運用
- (ヘ) 上記以外で、乙の判断により不可とされた事項

上記の各項のいずれかに抵触した場合、書面または電子メールにて警告し、従わない場合には、乙は予告無しに甲を脱会させる事ができるものとする。また、掲載事項については事前の通知無しに削除できるものとする。

第10条 免責事項

(イ) 掲載情報については、甲自身の責任においてバックアップを取るものとし、データの破損に関しては、いかなる理由でも甲は乙に対し損害の請求はできないものとする。

(ロ) 甲が退会した場合、理由の如何にかかわらず入金済み会費等の返還を乙に対し求めないものとする。

第11条 アトラスネット接続サービスの停止・廃止

乙はアトラスネット接続サービスを停止・廃止することができるものとする。尚、アトラスネット接続サービスを停止・廃止する場合は、乙は1ヶ月以上の予告期間を持って書面により甲に通知するものとする。